

24 土砂災害特別警戒区域内行為許可制度

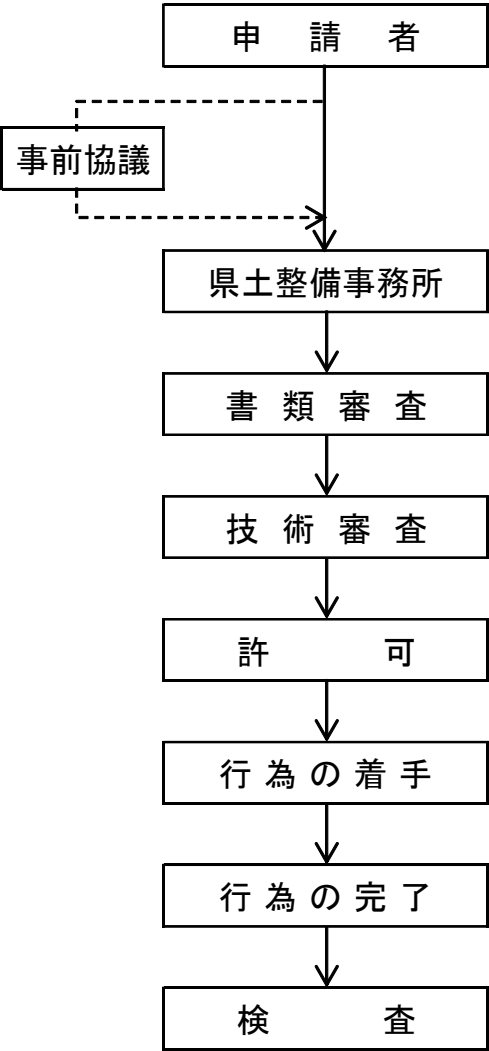
●担当課
河川砂防課
荒川上流域・砂防担当
(電話048－830－5141)

- 目的
- 1. 土砂災害特別警戒区域内では、不特定多数の住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐため、都市計画法第4条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものは、あらかじめ、都道府県知事の許可を必要とする。
 - 2. 土砂災害特別警戒区域内では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合がある。

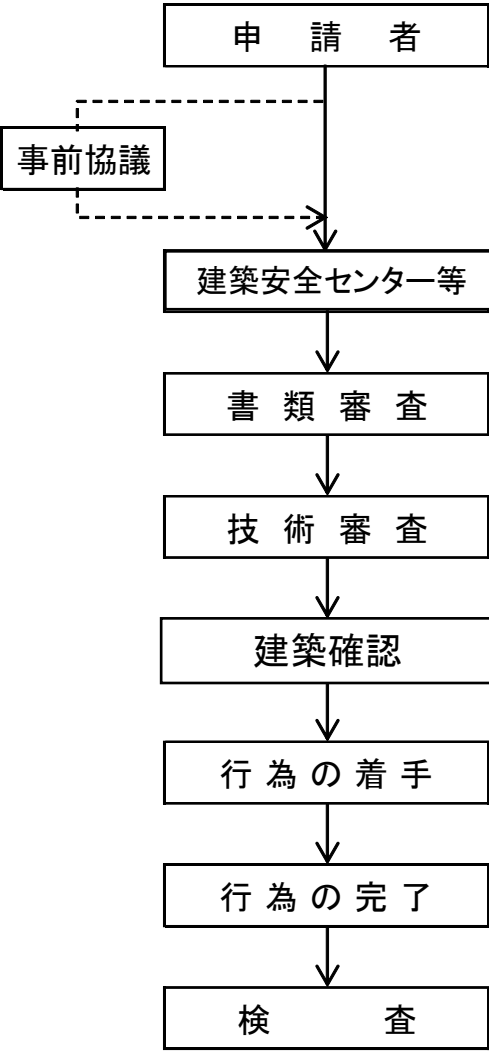
- 制度概要
- 1 特定の開発行為に対する許可制
住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設のための建築行為
 - 2 建築物の構造の規制
居室を有する建築物

- 事業主体
制限行為をしようとする者
- 根拠法令等
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- 創設年度
平成12年度（平成12年5月8日施行）

■土砂災害特別警戒区域内における行為制限に係わる審査手続きフロー



1 特定開発行為許可



2 建築物の構造規制